

令和4年度伊予市版応援金（中小企業者等支援分） 申請要領

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、原油価格・物価高騰により、苦境に立たされている市内事業者に対し、市が予算の範囲内で令和4年度伊予市版応援金（中小企業者等支援分）（以下「応援金」という。）を交付することで、市内経済と雇用の安定を維持することを目的とします。

対象者

次の(1)～(4)の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者
- (2) 令和4年3月31日から個人にあっては本市の住民基本台帳に登録されている方、法人にあっては市内に主たる事業所を有する方
- (3) 交付を受けた後も引き続き事業を継続する意思がある方
- (4) 市税の滞納のほか、市に対する返還金等の債務が無い方

対象外

- (1) 旅館業法に基づく宿泊施設を営む事業者及び住宅宿泊事業法に基づく民泊事業者
- (2) 個人にあっては代表者、法人にあっては役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である方
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」である方
- (4) その他市長が適当でないと認める方

要件

次のいずれかに該当すること。

- (1) 国の事業復活支援金の交付を受けていること。
- (2) 愛媛県のえひめ版応援金第3弾、または第4弾の交付を受けていること。
- (3) 上記(1)(2)を受給できるにもかかわらず受給していない場合にあって、主たる収入が事業収入の時、令和3年10月から令和4年3月まで（以下「対象期間」という。）のいずれかの月の事業収入が、前年又は前々年の同月（以下「比較対象月」という。）と比較して30パーセント以上減少していること、又は対象期間のうち任意の連続する2か月の月間事業収入が、比較対象月の月間事業収入と比較して、各月が15パーセント以上減少していること。

応援金の額

個人 10万円

法人 15万円

手続き方法

提出先

伊予商工会議所（伊予市下吾川 1512 番地 6 TEL982-0334）

双海中山商工会（本所）（伊予市中山町中山丑 285 番地 1 TEL967-0197）

双海中山商工会（支所）（伊予市双海町上灘甲 5821 番地 6 TEL986-1231）

申請受付期間

令和4年9月1日（木）から令和4年12月23日（金）まで ※当日消印有効

※申請は予算に達し次第、受付終了とさせていただきます。

申請書類

- (1) 令和4年度伊予市版応援金（中小企業者等支援分）交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 国の事業復活支援金又は愛媛県の令和3年度えひめ版応援金（第3弾）若しくは令和3年度えひめ版応援金（第4弾）の交付決定通知書の写し
- (3) 個人にあっては本人確認証の写し、法人にあっては法人登記簿謄本（3か月以内のもの）
- (4) 市税完納証明書（令和4年8月11日以降に発行されたもの）
- (5) 振込先口座の通帳の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

※ 要件(3)に該当する場合は、令和4年度伊予市版応援金（中小企業者等支援分）交付申請書兼請求書（様式第2号）に記載された書類を提出してください。